第3章 基本目標3 安心できる生活の基盤づくり

基本施策1 安全・安心な暮らしの確保

【現状と課題】

近年、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から災害・ 感染症対策に対する体制の整備が求められています。

高齢者が、住み慣れた地域で安全にかつ安心して生活を続けることができるように、地震や火事等の災害、交通事故などのさまざまな出来事に備えるために、関係機関と連携を図り、現状の把握や訓練などを実施しています。

【今後の方向性】

災害の発生時はもとより、犯罪や消費者詐欺などにおいて高齢者が被害者となるケースが多いことから、災害や犯罪から高齢者の被害を最小限にとどめるための対策を整備していきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを継続するためには、高齢者をは じめとした住民が、災害や感染症などのさまざまな出来事に対して理解を深めることも大 切です。災害や感染症、防犯、消費生活及び交通安全などに関する啓発活動や情報提供の 充実により、それぞれの意識の向上を図ります。



(1) 防災対策の充実

①防災対策の充実

担当課	危機管理防災課
	地震や洪水等の自然災害や火事等に際して、高齢者は特に災害リスクが高くなり、避
事業概要	難行動等に際し、特に、迅速な支援が求められます。高齢者等の防災対策として、市
于未恢安	民の防災意識の普及啓発や災害を想定した避難誘導等、高齢者も参加する防災訓練を
	実施します。また、避難支援を必要とする高齢者等の把握も推進します。
	防災意識の向上及び防災知識の習得を目的に、高齢者を含めた市民が積極的に参加で
	きる防災訓練を実施します。また、地域の防災力の向上のため、自主防災組織の設立・
今後の方向性	活動を推進し、災害時の高齢者の避難行動が迅速に行われるよう支援します。
	また、避難行動要支援者名簿を関係各課と作成・更新を行い、関係機関に情報提供を
	行います。

【実績値と計画値】

■自主防災組織(単位:団体)

	実績		計画			
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	48	49	50	51	52	53

(2) 防犯対策の強化

①安全安心のまちづくり

担当課	危機管理防災課
事業概要	生活の安全は、社会の豊かさを構成する重要な要素ですが、高齢者等の社会的弱者を 狙った悪質な犯罪が社会問題化しており、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増してい ます。 地域の安全意識の普及高揚と地域防犯体制の確立や積極的な暴力排除活動を推進する ため、幸手地区防犯協会や幸手地区暴力排除推進協議会が設置されており、その活動 等を支援・推進します。
今後の方向性	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携した防犯パトロールを引き続き実施し、高齢者が巻き込まれる犯罪の発生を未然に防止します。また、地域で防犯活動を実施する団体の設立を推進します。



②消費者被害防止対策の推進

担当課	市民協働課
	 消費生活センターでは、専門の消費生活相談員による消費生活相談を通じて、高齢者を
事業概要	はじめとする消費者の利益の保護及び消費生活の向上を図ります。また、消費生活問
	 題に関するチラシやパネルを作成し、それらを活用して講演会や講座を開催するほか、
	 消費者に基本的な知識を身に付けてもらうことなど、意識啓発に取り組みます。
-	消費生活に関する相談及び啓発事業を実施して、被害の未然防止や消費者保護を進め
今後の方向性	ます。

【実績値と計画値】

■自主防犯活動

	実績			計画		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
団体数	53	54	54	55	55	55
防犯パトロー ル実施回数	3, 004	6, 764	6,800	6,800	6,800	6,800

(3) 交通安全対策の充実

①交通安全対策の推進

担当課	危機管理防災課
	高齢者が関係する交通事故の死傷者数は、交通事故全体の中で依然として大きな割合
	を占めている状況にあります。そのため、高齢者が安全に安心して外出や移動ができ
事業概要	る交通社会の形成が重要となります。
尹未帆女	幸手警察署等の関係機関や関係団体と協力し、高齢者への交通安全の呼びかけや、高
	齢者に対する思いやりのある運転の実施を推進します。また、高齢者による交通事故
	を減らすため、運転免許証の自主返納支援事業を実施します。
	高齢者に対し交通安全に関する意識啓発を進めるとともに、幸手警察署をはじめとす
今後の方向性	る関係機関や関係団体と連携し、高齢者が事故に巻き込まれないような環境づくりを
	推進します。また、高齢者による交通事故の発生を減少させるため、運転免許証の自
	主返納支援事業を引き続き実施します。



(単位:団体、回)

(4) 人にやさしいまちづくりの推進

①人にやさしいまちづくりの推進

担当課	建築指導課
事業概要	高齢者をはじめすべての市民が安全・安心に社会生活を送ることができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、ハード面とソフト面のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
今後の方向性	対象となる規模の建築物に対しては、法律及び県条例に基づき、適切に事務を行います。



基本施策2 高齢者の住まいの安定的な確保

【現状と課題】

高齢者が、住み慣れた地域で個人の尊厳が確保され、安心して生活を続けるためには、 それぞれの生活ニーズにあった住まいが適切に供給される環境の確保が求められていま す。

本市では、暮らしやすいまちづくりに向けて、公共施設や歩道、公園広場のバリアフリー化や住宅環境整備のための支援など、高齢者のスムーズな移動や安定した生活を実現するための整備を行ってきました。

今後も、単身高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加していくことが予想されており、 加齢により身体機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立した在宅生活を営むた めには、住宅のバリアフリー化など高齢者が安全・安心に生活ができる住環境の整備を図 ることが必要です。

【 今後の方向性 】

生活困窮者や社会的に孤立する高齢者や、多様な生活課題を抱える高齢者など、その人にあった住まいや住まい方ができるよう、介護度に応じた施設や身体状況に配慮したバリアフリー住宅など、住宅や居住に係る施策と連携し支援に取り組みます。

また、高齢者の住まいの安定的な確保に向け、情報提供などの支援を行うとともに、住宅施策と連携し、適切に住まいが供給される居住環境づくりを進めます。



(1) 住宅のバリアフリー化支援

①住宅の整備

担当課	建築指導課
市光和亚	日常生活の多くの時間を過ごす住宅が、介護や介助の面でも安全で使いやすいことは
事業概要	重要なことです。住宅内での転倒・骨折を未然に防ぐため、バリアフリー化を普及啓
	発していきます。
今後の方向性	住宅内での転倒・骨折を防止するため、引き続き住宅のバリアフリー化の普及啓発に
フ投の刀向圧	努めます。

②住宅改修

担当課	介護福祉課
事業概要	要支援・要介護認定者が、自宅に手すりを取り付ける、段差を解消する等の住宅改修
于木伽女	が必要と認められた場合、20万円を限度額として、費用の一部を支給します。
今後の方向性	住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、生活環境を整えるために必要な改
フ後のカ内は	修を対象とした介護サービスとして、引き続き制度の周知に努めます。

(2)安心できる住まいの充実

①養護老人ホーム

担当課	介護福祉課
養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護 事業概要	
于未恢安	ことが困難な高齢者が、市の措置により入所する施設です。
今後の方向性	養護老人ホームは、社会的な援護を必要とする高齢者に対して必要な施設となってい
フタッカ内は	ます。今後も施設との連携を図り、適正な措置に努めます。

【実績値】

■養護老人ホーム

(単位:人)

	実績				
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)		
入所者数	3	3	2		



②軽費老人ホーム (ケアハウス)・生活支援ハウス

担当課	介護福祉課
	軽費老人ホーム(ケアハウス)は、自炊ができない程度の身体機能の低下により、独
	立した生活に不安がある人(原則として 60 歳以上)で家族の援助を受けることが困難
事業概要	な人が入居する施設です。生活支援ハウスは、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で家族
尹未恢女	からの援助が受けられず、独立した生活に不安がある人(原則 60 歳以上)を対象とし
	た施設で、デイサービスセンター等との併設方式で設置されます。現在、本市には生
	活支援ハウスは整備されていません。
今後の方向性	軽費老人ホームについては、入所対象者が原則として介護の必要がない人であるため、
	本市では、現状どおりの整備量とします。

